

## 七尾市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七尾市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の規定による建設工事並びに建設工事に係る調査、測量及び設計業務委託等(以下「建設工事等」という。)について、七尾市契約事務規則(平成16年七尾市規則第53号。以下「契約規則」という。)第34条の規定により指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準及び随意契約に係る見積書を提出する者の選定について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加資格者)

第2条 建設工事等の指名競争入札に参加することのできる者は、契約規則第33条の規定により作成した指名競争入札参加者名簿に登載された者(以下「有資格者」という。)とする。

(指名願の提出方法等)

第3条 指名願の提出方法等に必要な事項は、別に定める。

(有資格者名簿の変更等)

第4条 有資格者の住所、商号、代表者氏名、営業の内容、資本金等に変更があったときは、その都度資格申請内容変更届書を提出させるとともに、有資格者名簿を訂正するものとする。

(指名競争入札参加者の指名)

第5条 指名競争入札に参加する者を指名するときは、次に定める場合を除き、別表第1に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当する第2条の有資格者名簿による等級に属する有資格者の中から選定するものとする。

(1) 当該工事の発注予定金額に相当する等級に属する有資格者が少数である場合及び地域性又は安定的施工のため必要と認める場合は、直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名することができるものとする。

(2) 特別の技術を要する工事又は特別の理由のある工事は等級に関係なく指名できるものとする。

2 前項第1号に定める直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名する場合の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(指名にあたっての留意事項)

第6条 指名競争入札に参加するものを指名するにあたっては、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

(1) 請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無

(2) 不誠実な行為の有無

(3) 経営状況

(4) 工事の成績

(5) 工事施工能力

(6) 当該工事に対する地理的条件

(7) 手持の工事の状況

(8) 当該工事の施工にあたっての技術的適性

(9) 安全管理の状況

(10) 労働福祉の状況

2 前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(指名の特例)

第7条 第5条の規定にかかわらず、当該工事について、次の各号のいずれかに該当する事情がある場合は、有資格者以外の者で建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者(以下「建設業者」という。)の中から指名することができるものとする。

- (1) 災害復旧など特に緊急を要するとき。
- (2) 工事の施工に特別の技術を要するとき。
- (3) 工事の施工について、法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とし、当該許可又は認可を受けた者が少数であるとき。
- (4) 有資格者が少数又は皆無のとき。
- (5) その他特別に必要ながあると認められるとき。

(特別な指名競争入札)

第8条 第5条の規定にかかわらず、技術資料を提出させる等の特別な指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、別に定める。

(七尾市工事請負業者選考委員会)

第9条 建設工事等を所管する課長は、建設業者の指名その他必要な事項を審議するため、七尾市工事請負業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設けるものとする。

2 委員会の組織、事務等に関し必要な事項は、別に定める。

(測量業者等の取扱い)

第10条 第2条、第5条(各号を除く。)、第6条第1項(第1号を除く。)、第7条及び前条の規定は、市が発注する測量、建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加する者の指名について準用する。この場合において、第2条中「建設工事等」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と、第5条中「別表第1に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定額に相当する前条の有資格者名簿による等級に属する有資格者」とあるのは「有資格者」と、第6条第1項中「工事」とあるのは「業務」と、第7条中「工事」とあるのは「業務」と、「建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者(以下「建設業者」という。)」とあるのは「それぞれの法令による登録を受けて当該業務を営む者(以下「測量業者等」という。)」と、前条中「建設工事等」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と「建設業者」とあるのは「測量業者等」と読み替えるものとする。

2 測量業者等については、等級は付さないものとする。

(随意契約に係る見積書を提出する者の選定)

第11条 第2条及び第6条から第8条までの規定は、七尾市が発注する建設工事等の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

2 前項の規定に係る見積書を提出する者の選定については、別表第4号に定める数の者を選定するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

この要綱は、平成19年12月17日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年12月3日から施行する。

別表第1（第5条関係）

指名基準

1 指名業者数

設計額	指名業者	委員会要・否
5,000万円以上	10社以上	要
1,000万円以上～5,000万円未満	8社以上	要
1,000未満	6社以上	要

2 順位別指名業者

ランク点数は、次の(1)又は(2)により算定する。

- (1) 市内に営業所を有する建設業者に係るランク点数は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査による数値（以下、「経審点数」という。）と別に定める主観的事項の審査による数値を合計して算定する。ここでいう「営業所」とは、本社又は権限委任された営業所をいう。（以下同じ。）
- (2) 市外に営業所を有する建設業者に係るランク点数は、経審点数をもって算定する。

土木工事（下水道管渠工事を含む。）

設計額	順位業者	ランク点数
3,000万円以上	Aランク業者	850以上
1,500万円以上～3,000万円未満	Bランク業者	750以上～850未満
1,500万円未満	Cランク業者	750未満

建築工事

設計額	順位業者	ランク点数
3,000万円以上	Aランク業者	750以上
3,000万円未満	Bランク業者	750未満

管工事（建築物の設備）

設計額	順位業者	ランク点数
2,000万円以上	Aランク業者	730以上
2,000万円未満	Bランク業者	730未満

管工事（水道）

〔工事内容により、管工事施工管理技士の資格を有する土木工事業者を指名することもある。〕

設計額	順位業者	ランク点数
2,000万円以上	Aランク業者	730以上
2,000万円未満	Bランク業者	730未満

電気工事

設計額	順位業者	ランク点数
1,000万円以上	Aランク業者	790以上
1,000万円未満	Bランク業者	790未満

舗装工事

設計額	順位業者	ランク点数
-----	------	-------

1,000万円以上	Aランク業者	840点以上
1,000万円未満	Bランク業者	840未満

別表第2（第5条関係）

直近上位又は下位の等級に属する有資格者を指名する場合の基準

工事ランク	指名できる有資格者の等級及び割合	特記事項
A	Aランク業者が50%以上 Bランク業者が50%未満	等級がAである工事の下限額の1.5倍を超える設計額の工事については、等級がBである者を指名することができない。ただし、等級がBの地元業者は、等級がAである工事の下限額の2倍までは指名することができる。
B	Bランク業者が50%以上 Aランク及びCランク業者が50%未満	工事ランクがA及びBの2ランクのみの場合は、Aランク業者が50%未満となる。
C	Cランク業者が50%以上 Bランク業者が50%未満	

備考 ただし、特に必要があるときは、この割合によらないことができる。

別表第3（第6条）

指名にあたっての留意事項の運用基準については次のとおりとする。ただし、特に判断を要する事項については、委員会で審議のうえ決定する。

留意事項	運用基準
1 請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結されることが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無 2 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合、指名しないものとする。</p> <p>七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱（平成22年七尾市告示第26号）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>七尾市の発注に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約が不適切であることが明確であること。</p>

3 経営状況	<p>警察当局から市長に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、公共工事の排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適切であると認められること。</p> <p>会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないものとする。</p>
4 工事の成績	<p>市税等を滞納しているときは、指名しないものとする</p> <p>次の事項に該当する場合は、当該年度の指名回数に反映するものとする。</p> <p>七尾市工事検査成績評定要領に定める工事成績が75点以上であり、かつ、すべての工事において60点未満の工事成績がないこと、又は七尾市建設工事現場代理人表彰、七尾市優良建設工事表彰を受けていること等工事の成績が優良である場合は指名回数を増加する。</p>
5 工事施工能力	<p>一つの工事成績が60点未満である場合は指名回数を減ずる。</p>
6 当該工事に対する地理的条件	<p>完成工事高、有資格技術職員数を勘案するものとする。</p> <p>当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に施工できるかどうか総合的に勘案するものとする。</p>
7 手持の工事の状況等	<p>(1) 手持ち工事の件数、工事現場従業員の保有状況から判断して当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(2) 当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないよう配慮するものとする。</p>
8 当該工事の施工にあたっての技術的適性	<p>次の事項に該当する場合は、技術的適性を評価するものとする。</p> <p>当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事の施工実績があること。</p> <p>地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術管理職員が確保できると認められること。</p> <p>当該工事を施工するに足りる機械設備が確保できると認められること。</p>

9 安全管理の状況	<p>(1) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p>
10 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(2) 建設業退職共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(3) 厚生労働省の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重するものとする。</p>

別表第4（第11条）

見積業者数

設 計 額	見積業者数
50万円以上	3者 以上
20万円以上～50万円未満	2者 以上
20万円未満	なるべく2者 以上